



徳島労働局発表
平成27年1月26日

担	徳島労働局雇用均等室
当	室長 佐藤 真理子 地方機会均等指導官 新居 美佐子 電話 (088) 652-2718

「平成27年度均等・両立推進企業表彰」候補企業を公募します

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範となる取組を推進している企業を対象に「均等・両立推進企業表彰」を実施しています。この度、平成27年度の表彰候補企業を募集しますのでお知らせします（応募の受け付けは3月31日まで）。

表彰の種類は、女性の能力発揮を促進するための取組（ポジティブ・アクション）をしている企業を対象とする「均等推進企業」部門、仕事と育児・介護との両立支援のための取組を推進している企業を対象とする「ファミリー・フレンドリー企業」部門があり、両部門に優れた厚生労働大臣最優良賞、各部門ごとに厚生労働大臣優良賞、都道府県労働局長優良賞・奨励賞が設けられています。表彰の候補となる企業は以下のとおりです。

均等推進企業部門

- ・ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいることを公表している。
- ・ポジティブ・アクションの取り組みとして「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」又は「職場環境・職場風土の改善」に取り組んでいる。
- ・ポジティブ・アクションの取り組みのうち、「女性のみを対象」又は「女性を優遇」する取り組みは、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合に限られている。

ファミリー・フレンドリー企業部門

- ・両立指標（平成24年2月改訂版）の点数が一定程度以上である。
- ・法の規定を上回る育児・介護休業制度や所定外労働の短縮などの措置を導入し、よく利用されている。
- ・男性労働者について、一定の育児休業取得実績がある。
- ・時間外労働がおおむね年150時間未満である。
- ・年次有給休暇取得率がおおむね50%以上である。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、又は、認定を目指している。

応募方法

- ・ 所定の応募用紙に必要事項を記入し（平成27年1月1日現在の状況）、自己採点の上、徳島労働局雇用均等室あてに郵送またはFAXで御応募下さい。
- ・ 応募用紙は厚生労働省ホームページまたは徳島労働局雇用均等室で入手できます。
<<http://www.mhlw.go.jp/genere1/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>>

応募期間

平成27年1月1日～3月31日（当日消印有効）

お問い合わせ先

徳島労働局雇用均等室

〒770-0851

徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階

電話088-652-2718

・ 添付資料

平成27年度均等・両立推進企業表彰リーフレット

徳島県内における受賞企業（平成11年度～平成26年度）